

事業計画書（平成 24 年度）

公益社団法人総合紛争解決センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当法人は、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動する。

第1 基本方針

当法人は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決機関として、専門性を持った士業団体を中心に、国、地方公共団体、経済団体等の各種団体が参画し、運営及び手続を協働して行い、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、民事に関する紛争についての和解あっせん手続及び民事に関する紛争（離婚及び離縁を除く。）についての仲裁手続を実施する。

第2 重点項目

1. 和解あっせん手続・仲裁手続

上記基本方針に従い、裁判と並ぶ魅力的な裁判外紛争解決手続の提供として、公正かつ適正な和解あっせん手続及び仲裁手続を実施する。

なお、申立受理件数は、概ね年間 140 件程度で推移しているところ、年間 200 件の申立てを受理できるようにすること及び和解あっせん手続における相手方の応諾率の向上に努める。

2. 和解あっせん人・仲裁人候補者の充実

当法人には、約 380 名の和解あっせん人候補者がいるものの、より

多様な紛争に対応できるよう、更なる和解あっせん人候補者の充実に努める。

なお、既存の和解あっせん人候補者に対しては、定期的に研修を実施し、和解あっせん人候補者のスキルアップに努める。

3. 広報活動

当法人の和解あっせん手続を含めて、ADRが一般的に周知されているとは言いがたく、広く、ADRを周知するために、シンポジウムの開催、ポスター及びリーフレットの制作、配布、ホームページの充実、各種広報誌への記事掲載など、積極的に広報活動を行う。

4. 調査・研究

昨年度一年間の申立事件や、各種ADR機関からの情報を収集し、ADRの利用促進が図れるように、調査・研究を行うほか、当法人が入会している一般財団法人日本ADR協会の各種活動（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の改正についての検討等）に引き続き協力する。

5. 被災地支援

東日本大震災に伴う紛争については、原発ADR（原子力損害賠償紛争解決センター）や震災ADR（仙台弁護士会）など、ADRを活用した紛争解決が図られているが、未だに十分な紛争解決が行われているとは言い難い。被災地においては、各種の専門家が復興に向けて支援を続けられているが、当法人においても、各種専門家が協働する総合型ADRとして、各種支援の方策を検討する。

6. ハーグ条約批准に備えた対応

政府は、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）の批准に向けて、国内法等の整備を進めているところ、子の返還については、裁判手続によらずに、当事者の自主的な話し合いの手続として民間型ADRの活用が検討されていることから、当法人においてもハーグ条約に関するADR手続を実施できるよう諸準備を進める。

7. 会員の勧誘

当法人は、事業収入だけでは、ADR事業を賄うことができず、会員からの会費、負担金により、ADR事業を行っている。今後は、当

法人の財務基盤を強固のものにするために、より多くの正会員、準会員又は賛助会員を確保する必要がある。

公益社団法人であること、認証ADR機関であることをアピールし、当法人の活動に賛同して、会員となる団体等の勧誘に努める。

以上